

(解説)ソニー健保の給付金と自治体の医療費助成(公費助成)の関係

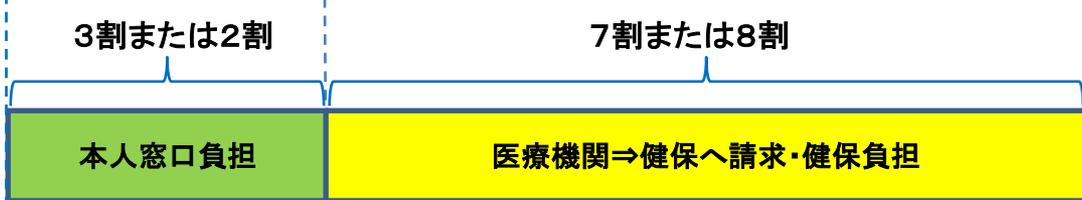


保険診療の場合



ソニー健保の健康保険証

一診療あたりの医療費の総額 (10割)



一診療あたりの自己負担額が2万円を超える場合、2万円との差額分を高額療養費や付加給付金として、診療月の3~4か月後に本人に還付支給しています。(自動計算のため、申請は不要です)

保険診療+公費助成の場合



自治体の医療証 +

ソニー健保の健康保険証



自治体の医療費助成(公費助成)を受けている場合、公費助成分と健保からの給付金の重複支給を未然に防ぐため、給付金の自動計算支給を停止いたします。(各自治体の医療費助成の年齢制限に達するまでの間)

- ※1 お住まいの自治体(市区町村)によっては、一旦本人が窓口へ支払ったうえ、領収書を添えて自治体に申請し、後日、自治体が償還払いするところもあります。
- ※2 お住まいの自治体(市区町村)によっては、一部自己負担や所得制限が設けられているところもあります。詳しくは市区町村窓口へおたずねください。